「遠くに住んでいて利用する予定がない」
「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」

## そんな相続した土地の管理にお困りの方へ

# 相続土地国庫帰属制度

**相続した利用しない土地を手放す制度です。**

## ポイント

○ 相続等により取得した土地について、所有者からの申請により、所有権を国に移転することができます。

○ 帰属させることができる土地は、建物がないことなど、法令で定める一定の要件を満たす必要があります。

○ 審査手数料や10年分の管理費に相当する負担金などの一定の費用が必要です。

## 手続イメージ

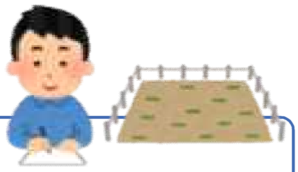

**詳しくは**
**「法務省　国庫帰属」**
**で検索♪**

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

① **承認申請**
申請時に審査手数料を納付します。

↓

② **法務大臣（法務局）による**
**要件審査・承認**
法務局の職員等が現地を調査します。

↓

③ **申請者が負担金を納付**

↓

④ **国庫帰属**

## 問合せ先

松山地方法務局不動産登記部門　国庫帰属審査室
〒790-8505　松山市宮田町188番地6　松山地方合同庁舎
℡089-932-0888（代表）（音声案内：②→②）